

道州制特区推進法の概要

- 1 概要
- 2 ポイント
- 3 目的・基本理念
- 4 道州制特別区域
- 5 道州制特別区域基本方針
- 6 道からの提案
- 7 道州制特別区域計画
- 8 移譲対象事務事業
- 9 交付金
- 10 道州制特別区域推進本部
- 11 施行期日と見直し規定
- 12 移譲対象事務事業の内容

北海道

*この資料では、「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律」について、「道州制特区推進法」や「法」と略して記載しています。

担当 北海道 総合政策部 地域主権局 道州制グループ
住所 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話 011-231-4111 内線(23-320) 011-204-5160(直通)
FAX 011-232-2743
E-mail :sogo.syukendousyu@pref.hokkaido.lg.jp
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp>

1 概要

政府が道州制特区の対象となる都道府県を「特定広域団体」として指定(政令)

[対象となりうるのは、北海道又は3以上の都府県が合併した都府県]

道州制特別区域 推進本部

- ・本部長
内閣総理大臣
- ・副本部長、本部員
国務大臣
- ・参与(政令で規定)
北海道知事

→基本方針案作成

基本方針の変更提案～
北海道が素案を添えて新たな
権限移譲等を国に提案

関係市
町村の
意見聴
取・道
議会の
議決が
必要

道州制特別区域推進本部で北海道知事が
総理・閣僚と同じテーブルで直接議論

提案が
受け入
れられ
た場合

提案が
受け入
れられ
なかつ
た場合

政府が「道州制特別区域基本方針」を作成(閣議決定)

政府が基本方針を変更(閣議決定)

その旨及びその理由を道に通知・公表

基本方針の中で、権限移譲など
法令の特例措置について規定

実際に権限移譲をスタートさせるため、
北海道が「道州制特別区域計画」を作成

関係市町村の意見聴取・道議会の議決が必要

2 ポイント

○法に「道州制特別区域」を明記

○法の目的として「地方分権の推進」を明記

○道からの提案に基づき、権限移譲等を積み重ねていくシステムを法的に構築

○推進本部に知事が参画して、総理・閣僚と直接議論の上推進する仕組みを実現

○地方自治体の自主性・裁量性に配慮した制度設計（全額を交付金、道の計画作成により移譲、計画作成に国の同意不要等）

○道の提案に対し、遅滞なく対応することを政府に義務付け（提案を受け入れない場合も、その旨・理由の道への通知義務）

○他の都府県も参加可能となり、道州制議論、地方分権の全国的な広がりを期待

3 目的・基本理念(第1・3条)

<目的>

広域にわたる行政の重要性が増大していることにかんがみ、道州制特別区域の設定、道州制特別区域計画に基づく特別の措置等について定め、もって地方分権の推進及び行政の効率化に資するとともに、北海道地方その他の各地方の自立的発展に寄与することを目的とする

<基本理念>

広域行政の推進は、

- ・ 広域に分散して存在する産業、福祉、文化等の有する機能及び経済活動、社会活動その他の活動に利用される資源を有効かつ適切に組み合わせて一体的に活用すること
- ・ その区域内の各地域の特性に配慮しつつ、各地域における住民の福祉の向上並びに経済及び社会の発展に寄与すること
- ・ 国と道との適切な役割分担及び密接な連携の下に道の自主性及び自立性が十分に発揮されること

を旨として行われなければならない

※ 「広域行政」とは

特定広域団体により実施されることが適当と認められる広域にわたる施策（広域的施策）に関する行政

4 道州制特別区域(第2条)

北海道地方

又は

自然、経済、社会、文化等において密接な関係が相当程度認められる地域を一体とした地方

〔3以上の都府県の区域の全部をその区域に含むものに限る〕

のいずれかの地方の区域の全部をその区域に含む都道府県であって**政令で定めるもの**

5 道州制特別区域基本方針(第5条)

政府は、広域行政の推進に関する基本的な方針を閣議決定の上策定

※ 基本方針案は推進本部が作成

<内容>

- ・ 意義及び目標に関する事項
- ・ 政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
- ・ 政府が講ずべき措置(特定事務等の範囲の見直しその他の法令の制定又は改廃に係る措置を含む。)についての計画及び当該計画の計画期間
- ・ 特区計画の作成に関する基本的な事項
- ・ 評価に関する基本的な事項
- ・ その他必要な事項

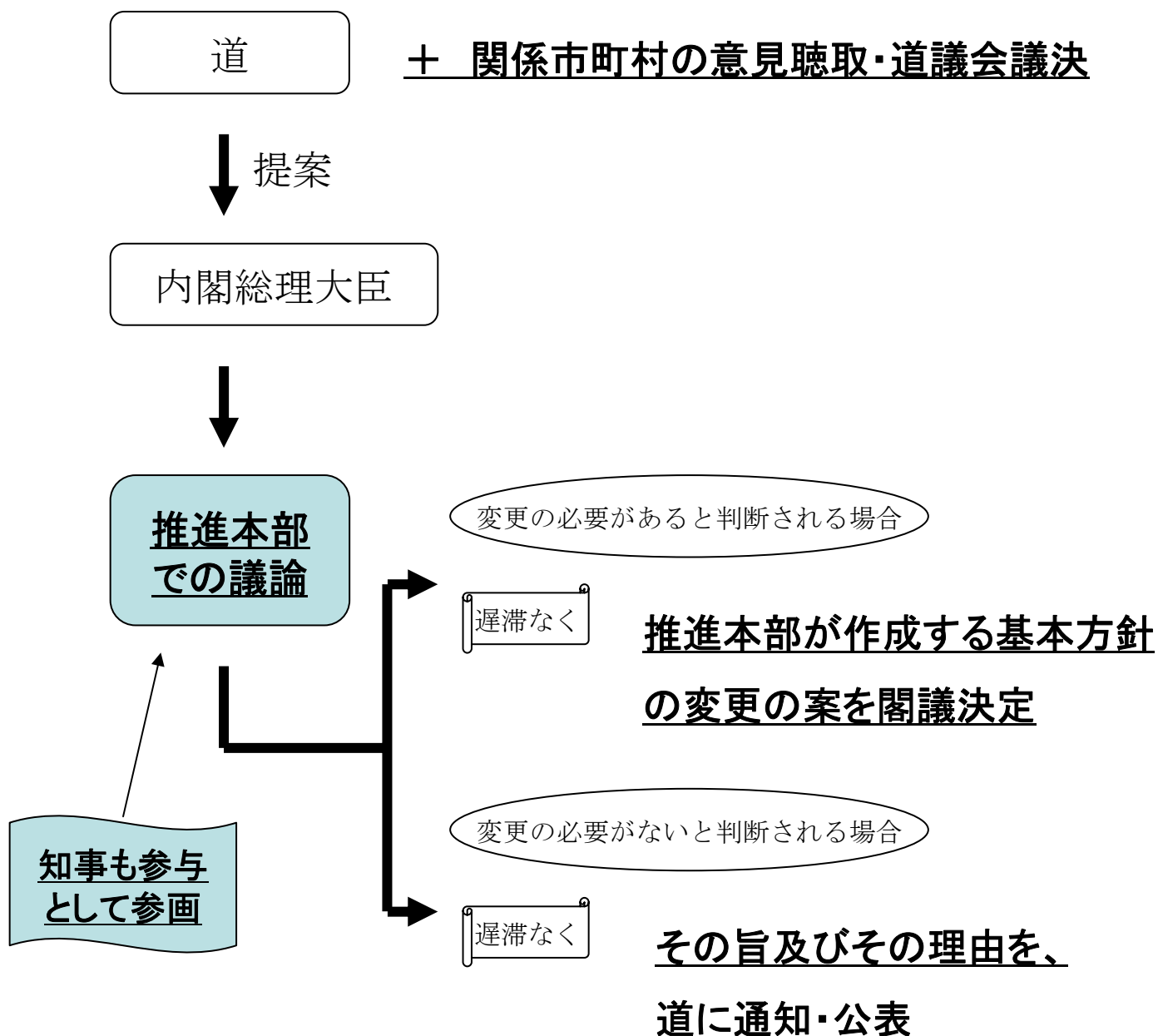
<変更>

計画期間の満了時において、また、情勢の推移により、必要が生じたときは、内閣総理大臣は推進本部が作成した基本方針の変更案について、閣議の決定を求める

6 道からの提案(第6条)

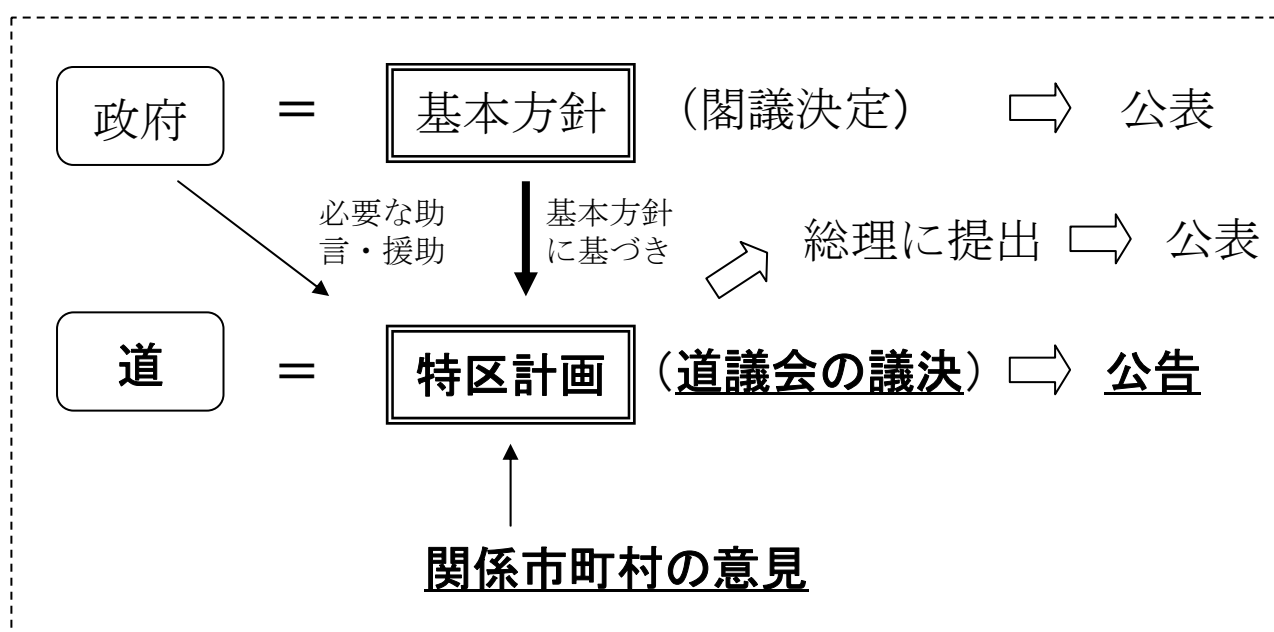
道は、特区計画の実施を通じて得られた知見に基づき、基本方針の変更提案ができる

※ その際、変更の素案を添えなければならない



7 道州制特別区域計画(第7条)

道は、基本方針に基づき、特区計画を作成することができる



<内容>

- ・ 目標
- ・ 実施しようとする広域的施策の内容
- ・ 広域的施策を効果的かつ効率的に実施するために併せて実施しようとする特定事務等に関する事項
- ・ 砂防、治山、開発道路、2級指定河川の各事業
- ・ 広域的施策の施策効果の把握及びこれを基礎とする評価に関する事項
- ・ その他内閣府令で定める事項

8 移譲対象事務事業(第7・11～16条)

【指定医療機関の指定等に関する事務】

- 児童福祉法の特例
- 生活保護法の特例
- 母子保健法の特例

【商工会議所の監督に関する事務】

- 商工会議所法の特例

【調理師養成施設の指定に関する事務】

- 調理師法の特例

【危険猟法(麻醉薬の使用)の許可】

- 鳥獣保護法の特例

-
- 政省令の特例措置
-

- 砂防事業の一部
- 治山事業の一部
- 開発道路
- 2級指定河川

「法令の特例措置」



「特定事務等」

- ・法令の特例措置が適用されるものとしてその範囲が定められているもの
- ・法の別表に規定

対象事業は、所管大臣が総理大臣に協議の上指定

法に基づき特区計画に規定することで移譲

9 交付金(第19条)

開発道路等の事業が特区計画に記載されている場合、その実施に要する経費に充てるため、主務省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付

- 特定砂防工事交付金
- 特定保安施設事業交付金
- 特定道路事業交付金
- 特定河川改良工事交付金

※ 交付金額の算定

主務省令において、整備の状況その他の事項を勘案し、かつ、砂防法、森林法その他の法令の規定により国が実施するならば要する費用について国が負担することとなる割合を参酌して定める

10 道州制特別区域推進本部(第20～29条)

広域行政の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に推進本部を置く

本部長 — 副本部長 — 本部員
(内閣総理大臣) (国务大臣) (左記以外の全ての国务大臣)

※ 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、内閣官房副長官補が掌理

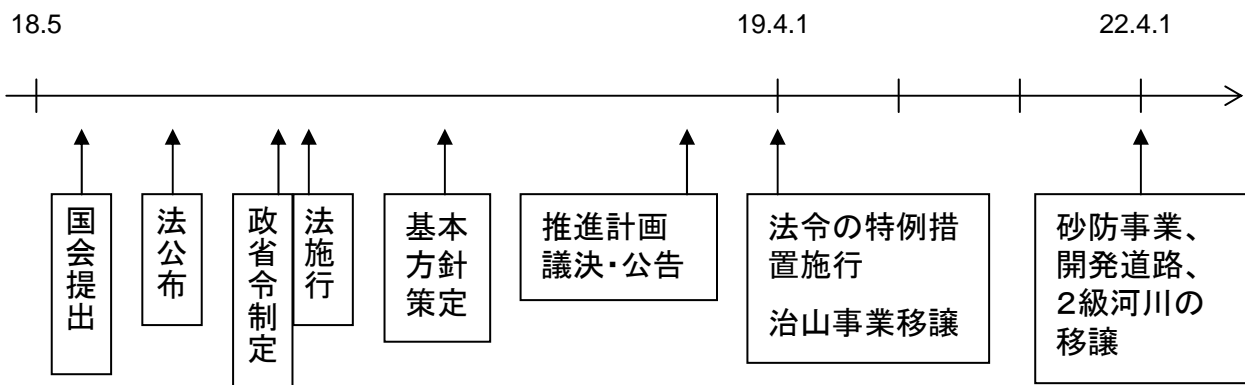
参与は
政令で規定

<所掌事務>

- ・基本方針の案の作成に関する事
- ・基本方針に基づく施策の実施の推進に関する事
- ・この法律の規定による広域行政の推進の評価に関する事
- ・広域行政の推進に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関する事

11 施行期日と見直し規定(附則第1・3条)

- 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行
- 法令の特例措置 平成19年4月1日
- 砂防事業 平成22年度
- 治山事業 平成19年度
- 開発道路 平成22年度
- 2級指定河川 平成22年度



※ 見直し規定

平成19年4月1日から8年を経過した場合に

- ・ 国及び道の行政の効率化の状況
 - ・ この法律の施行状況
 - ・ 経済社会情勢の変化等
- を勘案し、

交付金に関する制度その他の広域行政の推進に関する制度について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる

12 移譲対象事務事業の内容

1 調理師養成施設の指定(平成19年4月1日移譲)

【特例措置の内容】

これまでは、調理師試験や調理師養成施設の指定を行うための調査は道が、調理師養成施設の指定は国が行っていましたが、推進法施行後は、調理師養成施設の指定に関する事務を、試験、調査等の事務と併せて道が一体的に行います。



【期待される効果】

調理師試験、調理師養成施設の指定を行うための調査、調理師養成施設指定の窓口が道に一本化されることとなり、申請者の利便性が向上します。

2 国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定(平成19年4月1日移譲)

【特例措置の内容】

これまでは、児童福祉法に基づく療育医療といった公費負担医療等を提供する病院等の指定は、国等が開設したものは国が、それ以外は道が行っていましたが、推進法施行後は、道が一元的に行います。
※指定の一部は、札幌市等の大都市の区域内にある病院については、市が直接行っています。



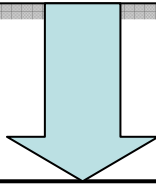
【期待される効果】

地域住民が必要とする公費負担医療等の提供を、地域に身近な道が主体的、一元的に行うことが可能になります。

3 鳥獣保護法に係る危険猟法(麻醉薬の使用)の許可 (平成19年4月1日移譲)

【特例措置の内容】

これまでは、エゾシカやヒグマなどの鳥獣を麻醉薬を用いて捕獲しようとする場合、道の捕獲許可の対象となっているものは、道の捕獲許可とは別に、国から麻醉薬の使用による捕獲の許可を受けなければなりませんでした。推進法施行後は、麻醉薬の使用による捕獲の許可については、道が行います。



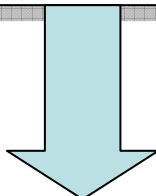
【期待される効果】

道が、捕獲許可事務と麻醉薬使用による捕獲許可事務とを一元的に所管することにより、申請者の手続きが軽減し、利便性が向上するとともに、許可事務の迅速化、効率化が図られます。

4 商工会議所に対する監督の一部(平成19年4月1日移譲)

【特例措置の内容】

商工会議所に関する許認可等の事務については、項目により、国、道がそれぞれ行っていますが、推進法施行後は、これまで北海道経済産業局が行っていた商工会議所の定款変更の一部(目的、名称、議員総会に関する事項、常議員総会に関する事項、経理に関する事項など)、解散時の認可についても道が行います。



【期待される効果】

地域により身近な道において手続きを行うことができる範囲が拡大され、申請者の利便性が向上します。

5 民有林の直轄治山事業の一部(平成19年度移譲)

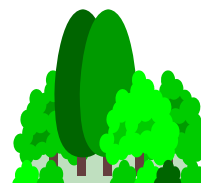
【特例措置の内容】

民有林の治山事業については、高度な技術を要する、あるいは、事業費が多額であるなど、一定の条件に該当する場合には、国が直接実施していますが、推進法施行後は、その一部を道が実施します。なお、道への移譲にあたっての財源は、新設される事項別の交付金である「特定保安施設事業交付金」として措置されます。

※ 国から移譲される具体の事業箇所については、農林水産大臣が内閣総理大臣に協議して指定することとされています。

◇ 参考(平成18年度の事業実施箇所)

地区名	関係市町村	支庁
石狩川地区	浦臼町、月形町	空知
尻別川地区	倶知安町、京極町、喜茂別町	後志



【期待される効果】

国が行う治山施設の整備と道が実施する植栽事業等を一元的に行うことで、流域一体として地域の実情に応じて治山事業等を効率的、効果的に実施することができるようになります。また、財源が道の裁量性が高まる形で交付金として措置されることにより、地域の実情に応じて事業を実施することが可能となります。

6 直轄通常砂防事業の一部(平成22年度以降移譲予定)

【特例措置の内容】

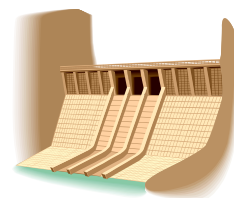
砂防事業については、高度な技術を要する、あるいは、工事費が多額であるなど、一定の条件に該当する場合には、国が直接実施していますが、推進法施行後は、その一部を道が実施します。なお、道への移譲にあたっての財源は、新設される事項別の交付金である「特定砂防工事交付金」として措置されます。

※1 推進法により移譲対象となるのは、直轄砂防事業のうち、火山砂防事業(十勝岳、樽前山)を除いたものです。

※2 国から移譲される具体の事業箇所については、国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定することとされています。

◇ 参考(平成18年度の事業実施箇所)

地区名	関係市町村	支庁
石狩川水系豊平川	札幌市	石狩
十勝川水系札内川	帯広市、中札内村	十勝



【期待される効果】

地域により身近な道が地域住民の声を十分踏まえながら、同一区域内にある既存の砂防施設の管理を含め、計画的、一体的に整備することが可能となります。また、財源が道の裁量性が高まる形で交付金として措置されることにより、地域の実情に応じて事業を実施することが可能となります。

7 開発道路に係る直轄事業(平成22年度以降移譲予定)

【特例措置の内容】

これまで国が実施していた開発道路の改築工事を、推進法施行後は、道が実施します。なお、道への移譲にあたっての財源は、新設される事項別の交付金である「特定道路事業交付金」として措置されます。

※1 「開発道路」～国土交通大臣が道の開発のため特に必要と認めた一定区間の道道や市町村道において、新設・改築・維持補修などを本来の道路管理者に代わって国(北海道開発局)が行う制度

※2 国から移譲される具体の事業箇所については、国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定することとされています。

◇ 参 考(平成18年度の事業実施箇所)

路線名	関係市町村名	支庁	路線名	関係市町村名	支庁
美唄富良野線	美唄市、芦別市	空知	北進平取線	厚真町(むかわ町)	胆振
名寄遠別線	幌加内町、遠別町	空知・留萌	富良野上川線	東川町、美瑛町	上川
北檜山大成線	せたな町	檜山	(注)むかわ町(旧穂別町)の区間は既に道に引継ぎを終えているもの		

【期待される効果】

地域により身近な道が地域住民の声を十分踏まえながら、隣接する道道と一体的に整備できるようになります。また、財源が道の裁量性が高まる形で交付金として措置されることにより、地域の実情に応じて事業を実施することが可能となります。



8 二級河川に係る直轄事業(平成22年度以降移譲予定)

【特例措置の内容】

これまで国が実施していた二級指定河川の改良工事を、推進法施行後は、道が実施します。なお、道への移譲にあたっての財源は、新設される事項別の交付金である「特定河川改良工事交付金」として措置されます。

※1 「二級指定河川」～国土交通大臣が道の開発のため特に必要と認めた一定区間の二級河川において、改良工事、維持修繕などを本来の河川管理者に代わって国(北海道開発局)が行う制度

※2 国から移譲される具体の事業箇所については、国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定することとされています。

◇ 参 考(平成18年度の事業実施箇所)

地区名	関係市町村	支庁
声問川	稚内市	宗谷
標津川	標津町、中標津町	根室



【期待される効果】

地域により身近な道が地域住民の声を十分踏まえながら、隣接する指定外のエリア(道管理部分)と一体的に整備できるようになります。また、財源が道の裁量性が高まる形で交付金として措置されることにより、地域の実情に応じて事業を実施することが可能となります。